

## 大淀町人づくり・まちづくり助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、活力ある地域づくりをめざすため、町民が自主的で主体的に行う地域づくり活動に対して支援する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主的で主体的に行う地域づくり活動」とは、公的な目的のための非営利で地域社会の発展に役立つ活動をいう。

(助成対象団体)

第3条 助成の対象は、次の各号のすべてを満たす団体とする。

- (1) 町内に事務所又は事務所機能を有すること。
- (2) 団体の活動範囲に大淀町が含まれること。
- (3) 10人以上で構成され、複数の町民を含むこと。
- (4) 規約、会則等で運営方法等が決められており、会員の資格の得喪に関して、不当な条件を付していないこと。
- (5) 宗教的、政治的及び反社会的活動を目的としないこと。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となるのは、次の各号に掲げる内容で公益性のある事業とし、かつ当該事業を通じ、当該団体と他の住民または他の地域との交流が生まれ、町全体への波及効果が期待できるもの(以下「助成対象事業」という。)とする。

- (1) 文化・芸術・学術を振興する事業  
郷土文化の保存・伝承・学術的な調査・研究及び本町にふさわしい新しい文化を創造する活動、事業等
- (2) 子どもの健全な育成を図る事業
- (3) 地域づくり推進事業
- (4) 地域の課題を地域住民が主となって解決しようとするための事業
- (5) その他町長が適当と認める事業

2 前項の助成対象事業の事業期間は、その事業年度の3月31日までの期間とする。

3 第1項に規定する助成対象事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として助成の対象としない。

- (1) 同一年度において、国、地方公共団体又は民間助成団体等から他の制度による助成、又は委託を受けている事業
- (2) 大淀町、その他地方公共団体及びこれに類する団体が事業の主体に加わる事業
- (3) 事業の概ねの効果が、特定の個人又は団体に帰属するもの
- (4) 専ら営利を目的とし、公益性を欠くもの
- (5) 先進地等視察、各種会議又は講演会への出席及び人的な交流を主たる目的とするもの
- (6) 施設の建設、改修又は維持管理若しくは物品の購入を主たる活動目的とするもの
- (7) 団体の主たる活動とは関係の少ない物品販売、コンサート、発表会及び展示会等を主に行うもの

4 助成対象事業は、事業の内容により以下のとおり区分するものとする。

- (1) 先進モデル事業 以下の要件のうち、二以上の項目に該当する事業(より多くの項目に該当することが望ましい。)
  - イ. 本町が推進する地域自治によるまちづくりの考え方に合致する事業
  - ロ. 町内における先進的な取り組みとなる事業

- ハ. 町内他地域や他団体への波及効果が期待でき、それらの模範的な取り組みとなる事業
- ニ. 多くの参加者を募り町外との交流人口増加の努力をするなど、町や地域のPRに効果が高い事業
- ホ. 地域課題の解決に効果が高い事業
- ヘ. 中長期的な視点に立った計画をもち、財源確保の工夫がうかがえるなど、継続可能性が高い事業

(2) 一般事業 前号以外の助成対象事業  
(助成金の額等)

第5条 助成金の対象となる経費は、前条の事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は除くものとする。

- (1) 団体運営のための経常的経費
- (2) 団体構成員及びその世帯員又はそれらの者が経営する企業等に対する人件費や謝礼
- (3) 備品購入費（ただし、先進モデル事業については取得価格の合計額のうち5万円までの備品購入費を、一般事業については取得価格の合計額のうち3万円までの備品購入費を、それぞれ除く。）
- (4) 食糧費（講師、司会者および出演者等に対する食糧費を除く。）
- (5) 団体が所有管理する施設の建設費及び修繕費等
- (6) その他当該事業の実施にかかる直接的経費と認められない経費

2 助成対象となる経費は、第1項の第1号から第6号に掲げた経費及び事業収入（参加料、入場料、売上金、協賛金等）を差し引いた額とする。

3 第4条第4項に定める各事業区分における助成金の額は、それぞれ以下のとおりとし、予算の範囲内で助成するものとする。

- (1) 先進モデル事業の助成金の額は、助成対象となる経費の3分の2以内で千円未満を切り捨てた額とし、上限を20万円とする。
- (2) 一般事業の助成金の額は、助成対象となる経費の2分の1以内で千円未満を切り捨てた額とし、上限を10万円とする。

4 助成金の交付回数は、当該年度において同一団体は1回限りとする。  
(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が別に定める期間内に次に掲げる書類を添えて、大淀町人づくり・まちづくり助成金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 団体・助成申請事業の概要（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 団体の規約又は会則等
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出は、1団体につき1件とする。  
(審査及び選考委員会)

第7条 町長は、前条に定める申請書の提出があったときは、助成金の交付の適否及び助成金の額について審査を行うものとする。

- 2 町長は、前項に定める審査をするにあたって、事業内容等に関する意見を聴くための組織として、大淀町人づくり・まちづくり助成金選考委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。
- 3 委員会は、必要に応じて先進モデル事業の申請者から事業内容の提案説明を求めることができる。
- 4 前各号に定めるほか、委員会については、別途定める。

(助成金の交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条に定める審査の結果、適正と認めるときは、助成金の交付決定を行うものとする。

2 町長は、先進モデル事業として申請された事業を審査した結果、その内容が先進モデル事業ではなく一般事業に相応しいと判断できる場合には、その事業を一般事業として交付決定を行うことができる。

3 町長は、助成金の交付を決定したときは、大淀町人づくり・まちづくり助成金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

4 町長は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

5 町長は、審査の結果、助成金の交付を行わないと決定したときは、大淀町人づくり・まちづくり助成金不交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(助成事業の変更承認申請)

第9条 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成対象事業の内容変更及び経費の減額変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更の概要(様式第8号)又は事業中止・助成辞退の概要(様式第9号)を添えて、大淀町人づくり・まちづくり助成金変更(変更・中止・辞退)承認申請書(様式第7号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。承認については、大淀町人づくり・まちづくり助成金変更(変更・中止・辞退)承認通知書(様式第10号)により助成事業者に通知するものとする。

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、助成目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更及び経費の減額の変更をいう。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、速やかに次の書類を添えて大淀町人づくり・まちづくり助成金実績報告書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 事業日程(様式第12号)
- (2) 事業経費の内訳(様式第13号)
- (3) 助成金の計算表(様式第14号)
- (4) 領収書の写し
- (5) 事業実施の写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

(助成金の確定)

第11条 町長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容の審査結果及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を大淀町人づくり・まちづくり助成金確定通知書(様式第15号)により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 前条の規定により通知を受けた助成事業者は、大淀町人づくり・まちづくり助成金請求書(様式第16号)を30日以内に提出しなければならない。

2 請求書の提出のあった後、助成金を交付するものとする。

(書類の保存)

第13条 助成事業者は、当該助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該助成事業の完了した日の属する町の会計年度の終了後5年間、助成事業に関するすべての書類を保存しなければならない。

(助成金の返還)

第14条 助成金の交付を受けた団体が、虚偽の申請等によって不正に助成を受けた場合、町長

は助成金の返還を求めることができる。

(事業の精励)

第15条 助成金の交付を受けた団体は、この事業を実施した後においても、本要綱の趣旨にある「活力のある地域づくり」の推進に協力するものとする。

(損害賠償)

第16条 団体が実施する助成対象事業での事故等については、大淀町は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。